# 公　募　公　告

令和８年１０月２８日
支出負担行為担当官
函館地方検察庁検事正　大　口　康　郎

１　公募に付する事項

⑴　契約の名称

令和８年度八雲区検察庁タクシー借上げ契約

⑵　契約期間

令和８年１２月１日から令和９年３月３１日まで

２　契約の内容及び目的

本件契約は、八雲区検察庁職員が用務先（寿都町、せたな町など）へ移動する際の交通手段としてタクシーを借り上げ、随時、使用できることをその目的とする。

３　公募に参加する者に必要な資格等に関する事項

⑴　予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。

⑶　八雲町内から、八雲区検察庁職員が指定する用務先までの往復運行が可能であること。

⑷　利用金額の支払は、当月分を一括して翌月請求することができること。

⑸　運賃及び料金等について、北海道運輸局長の認可を受けていること。

⑹　北海道運輸局長から許（認）可を受けた営業区域が「八雲圏」であって、八雲町内に営業所を設置していること。

⑺　公募説明書の交付を受けた者であること。

４　問い合わせ先

〒040-0031　北海道函館市上新川町１番１３号
函館地方検察庁会計課用度係
電　話　0138-41-1233（直通）
メール　ppo52-yodo.4fp@i.kensatsu.go.jp

5　公募説明書の交付期間及び交付場所

⑴　交付期間

令和８年１０月２８日（水）から同年１１月１８日（水）までの午前９時から午後５時までの間（行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）

⑵　交付場所

ア　北海道函館市上新川町１番１３号　函館地方検察庁会計課

イ　北海道二海郡八雲町末広町１９４番地　八雲区検察庁

なお、電子メールによる交付を希望する場合には、上記４の問合せ先に電話にて連絡すること。

6　公募申込みに必要な書類の提出期限、提出場所及び提出方法

⑴　提出期限

令和８年１１月２０日（金）午後５時まで（休日を除く。）

⑵　提出場所

上記５⑵ア又はイのいずれかに提出すること。

⑶　提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）すること。

7　契約者の決定

公募申込みのあった者のうち、上記３に掲げた条件を満たし、審査に合格した全ての者と契約する。ただし、契約を締結した場合でも、利用しない場合がある。

8　その他

詳細は、公募説明書等による。